



長野県報

3月30日(月)
令和2年
(2020年)
第93号

目次

規則

- 県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則(財政課) 2
- 長野県公文書審議会規則(情報公開・法務課) 2
- 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 2
- 大麻取締法に基づき提出する書類の経由に関する規則の一部を改正する規則(薬事管理課) 3
- 長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(生活排水課) 4
- 長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 7
- 技術専門学校管理規則の一部を改正する規則(人材育成課) 8
- 工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則(人材育成課) 8
- 土地改良財産の管理等に関する規則の一部を改正する規則(農地整備課) 8
- 建設業法施行細則の一部を改正する規則(建設政策課) 8
- 長野県都市計画審議会運営規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) 8
- 長野県開発審査会運営規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) 9
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) 9
- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課) 10
- 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課) 10
- 指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課) 11
- 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 11
- 長野県立学校職員の人事評価に関する規則及び長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) 11
- 長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則(高校教育課) 12
- 長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 12
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 12

告示

- 地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(地域振興課) 13
- 長野県県税条例に基づく申告等の期限の到来(税務課) 13
- 平成13年長野県告示第287号(長野県情報公開条例に基づき知事が定める法人)の一部改正(情報公開・法務課) 13
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課) 13
- 自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課) 14
- 国土調査法に基づく令和元年度地籍調査事業計画(農地整備課) 14
- 長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部改正(信州の木活用課) 14
- 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 14
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 15
- 公共測量の実施(2件)(建設政策課) 15
- 公共測量の終了(建設政策課) 16
- 長野県収入証紙売りさばき場所変更の届出(会計課) 16
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 16
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) 17
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 18
- 平成13年長野県教育委員会告示第2号(長野県情報公開条例に基づき教育委員会が定める法人)の一部改正(教育政策課) 18
- 長野県高等学校通信教育実施要項則の一部改正(高校教育課) 18
- 道路交通法に基づく特定講習の一部廃止許可(東北信運転免許課) 18

公 告

県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課）19

土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）19

土地改良区の合併の認可（農地整備課）19

特定調達契約に係る落札者の決定（道路建設課）19

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）20

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）20

訓 令

長野県教育委員会文書規程の一部改正（教育政策課）21

長野県教育委員会公印規程の一部改正（教育政策課）21

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正（教育政策課）22

規 則

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第16号

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和33年長野県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に、「に基き」を「により」に、「定の」を「定め」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

財 政 課

長野県公文書審議会規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第17号

長野県公文書審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第31条の規定により、長野県公文書審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、長野県公文書等の管理に関する条例第23条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続を除き、公開する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って、これを公開しないことができる。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

情報公開・法務課

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第18号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の中野市の項を次のように改める。

中野市	中野市中野児童センター 中野市平野児童センター 中野市立図書館 中野市立図書館北部分館 中野市立図書館西部分館 中野市立図書館豊田分館
-----	---

別表第4の安曇野市の項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域及び準住居地域並びに」を削る。

別表第7の1の下伊那郡根羽村の項中「根羽小学校、根羽中学校」を「根羽村立義務教育学校根羽学園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第7の1の下伊那郡根羽村の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

大麻取締法等に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第19号

大麻取締法等に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則

大麻取締法等に基づき提出する書類の経路に関する規則（昭和59年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

薬事管理課

(様式第38号) (第44条関係)

旅行依頼 概算請求 精算請求票	所 属		ページ	
	職 名		申請番号	
起票日	氏 名		内 線	
			電話番号	

命令印	決裁回議	命令権者確認印	企業出納員
-----	------	---------	-------

支払い				
会 計 区 分	科 目 / 仕 訳	金 額	請求、受領、精算印	
	- - -	円	概算金額	精算金額
支 払 日	- - -	円	円	円
	- - -	円		
支 払 方 法	- - -	円		
	- - -	円		

用務の内容	
会 場	
住 所	〒

旅行者氏名		職務相当(行一)	
-------	--	----------	--

日付	出発地/行き先	区間	移動手段 /距離(km)	運賃/ 車賃(円)	特別車両等区間 料金・距離<片道表示>	宿泊	備考

往復		日当区分					
合計金額	円	交通費	円	うち車賃	円	日額旅費	円
宿泊料	円	日当	円	雑費	円	調整額	円

備考	
----	--

- (備考) 1 この様式は、国家公務員の例により費用弁償を支給する場合に使用すること。
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第39号) (第44条関係)

旅行命令 赴任 精算請求票	所 属		ページ	
	職 名		申請番号	
起票日	氏 名		内 線	
			電話番号	

命令印	決裁回議	企業出納員
-----	------	-------

支払い				
会 計 区 分		科 目 / 仕 訳	金 額	精算印
概 算 金 額	円	- - -	円	
精 算 金 額	円	- - -	円	
追給(返納)額	円	- - -	円	
支 払 日		- - -	円	
支 払 方 法		- - -	円	

用務の内容	赴任のため					
発令日						
旧所属						
新住所居所						
旧住所居所						
移転料	合計金額				円	
距離	km	上限額	円			
引越業者代	円					
レンタカー	レンタカー代	ガソリン代	通行料	駐車場代	その他	
	円	円	円	円	円	
自家用車	台数	車賃	通行料	駐車場代	その他	
	台	円	円	円	円	
着後手当	合計金額				円	
借家入居費	合計金額				円	
1ヶ月の家賃	円	上限額	円	手数料	円	
礼金等					円	
宿泊料・食卓料相当	合計金額				円 (宿泊料 円 食卓料 円)	
日付	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料	
				円	円	
				円	円	
備考						
移転雑費	合計金額				円	
職員の移動に係る交通費等	合計金額				円	
交通費	合計金額				円	
日付	出発地/行き先	区間	移動手段/距離(km)	運賃/車賃(円)	特別車両等区間料金・距離<片道表示>	備考
宿泊料・食卓料	合計金額				円 (宿泊料 円 食卓料 円)	
日付	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料	
				円	円	
				円	円	
備考						
旅行雑費	合計金額				円	
日付	雑費区分	金額	支給理由			
移転申告書						
氏名	続柄	生年月日	年齢	備考		
	本人					
旅費の調整						
調整額	円					
調整理由						
備考						
移転料請求対象の扶養親族氏名	続柄	生年月日	年齢	移転年月日		
扶養親族移転料	合計金額				円	
交通費	合計金額				円	

日付	出発地/行き先	区間	移動手段/距離(km)	運賃/車賃(円)	特別車両等区間料金・距離<片道表示>	備考

宿泊料・食卓料相当		合計金額		円		円		円	
日付	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料	円	円	円	円
備考									

- (備考) 1 領収証等は、専用の用紙に貼り付けること。
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

生活排水課

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第10号」を「第11号」に、「第11号」を「第12号」に改め、同項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の風致若しくは景観の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第8条第1項第2号及び第2項第1号中「第11号」を「第12号」に改める。

様式第1号中

「

公園施設の管理又は経営の方法	供用期間	
----------------	------	--

」

を

「

公園施設の管理又は経営の方法	供用期間	
	※分譲型ホテル等	

」

に改め、同様式の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

- 2 ※印を付した欄には、宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものである場合に限り、その種類(コンドホ

テル、会員制ホテル又は企業保養所の別)及び特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要を記載すること。

様式第2号中

「

公園施設の管理又は経営の方法	供用期間		
----------------	------	--	--

」

を

「

公園施設の管理又は経営の方法	供用期間		
	※分譲型ホテル等		

」

に改め、同様式の備考の3を同備考の4とし、同備考の2の次に次のように加える。

- 3 ※印を付した欄には、宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものである場合に限り、その種類(コンドホテル、会員制ホテル又は企業保養所の別)又は特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要を記載すること。

様式第9号中「申請者の」を削る。

様式第10号から様式第12号までの規定中「申請者の」を削り、「様式第1号」を「様式第8号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第22号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「及び入校審査料」を「、入校審査料及び寄宿料」に改める。

第13条中「の減免」を「、入校料及び寄宿料の減免」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に定める者のほか、同項の規定により難い者の授業料、入校料及び寄宿料の減免は、別に定める。

第14条中「授業料」の次に「、入校料又は寄宿料」を加える。

第16条第1項中「授業料」を「授業料又は寄宿料」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「授業料」を「授業料、入校料及び寄宿料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入校料の減免を受けた者が第14条に規定する書類に偽りの記載があったときは、入校料の減免を取り消すことができる。第17条中「の還付」を「、入校料及び寄宿料の還付」に改める。第18条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人材育成課

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第23号

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

工科短期大学校管理規則(平成6年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「受講料」を「入学科、受講料」に改め、同条第2項中「受講料又は」を「入学科、受講料及び」に改める。

第32条中「又は受講料」を「、入学科、受講料又は寄宿料」に改める。

第34条第2項中「前項」を「前2項」に、「受講料又は」を「入学科、受講料及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入学科の減免を受けた者が第32条に規定する書類に偽りの記載があったときは、入学科の減免を取り消すことができる。

第35条中「、受講料」を「、入学科、受講料」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人材育成課

土地改良財産の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第24号

土地改良財産の管理等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良財産の管理等に関する規則(昭和45年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(契約不適合責任)」に改め、同条中「に数量の不足又ははかくれたかしがある」を「が当該譲与契約の内容に適合しないものである」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

農地整備課

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第25号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和47年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(経由するものを含む。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

建設政策課

長野県都市計画審議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第26号

長野県都市計画審議会運営規則の一部を改正する規則

長野県都市計画審議会運営規則(昭和44年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県都市計画審議会規則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(招集等)」に改め、同条第1項中「する」を「し、委員及び議事に関係のある臨時委員(第4条第1項の規定により置かれる臨時委員をいう。以下同じ。))の半数以上の出席により開催するものとする」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「すくなくとも」を「少なくとも」に、「もつて」を「もつて」に、「に通知」を「(第4条第2項の規定により置かれる専門委員をいう。以下同じ。))に通知」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による招集を受けた委員、臨時委員及び専門委員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

第3条から第6条までを次のように改める。

(常務委員会)

第3条 条例第7条の規定により、審議会は、次に掲げる事項について処理するため、常務委員会を置く。

(1) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第14条及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第13条に掲げる事項について議決すること。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条第2項の規定による防火上の指定について意見を述べること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第125条の2の規定による都市計画区域内で行う土地改良事業計画について意見を述べること。

(4) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第4条の規定による改良地区の指定について議決すること。

2 常務委員会は、会長の指名した委員9人以内をもって組織する。

3 常務委員会の委員(以下「常務委員」という。)の任期は、会長が前項の規定により常務委員として指名した日から審議会の委員としての任期の満了する日までとする。

4 常務委員会に委員長を置き、常務委員が互選する。

5 常務委員会の会議の議長は、委員長が当たるものとする。

6 前条の規定は、常務委員会に準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「常務委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「招集し、委員及び議事に関係のある臨時委員(第4条第1項の規定により置かれる臨時委員をいう。以下同じ。)の半数以上の出席により開催するものとする」とあるのは「招集する」と、「委員総数」とあるのは「常務委員総数」と、同条第2項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員(第4条第2項の規定により置かれる専門委員をいう。以下同じ。)」とあるのは「常務委員」と、同条第3項中「委員、臨時委員及び専門委員」とあるのは「常務委員」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 条例第8条の規定により、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 条例第8条の規定により、審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じ、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

2 常務委員会の委員長は、必要と認めるときは、常務委員以外の者を常務委員会の会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(幹事)

第6条 条例第9条の規定により、審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門

委員を補佐する。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条中「規則の」を「規則に」に、「議事」を「審議会」に改め、「細部の」を削り、同条を第8条とする。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県開発審査会運営規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

長野県開発審査会運営規則の一部を改正する規則

長野県開発審査会運営規則(昭和46年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県開発審査会規則

第1条中「長野県開発審査会条例(昭和45年長野県条例第18号)第7条の規定により」を「長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)の規定に基づき」に、「運営」を「組織及び運営」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(幹事)

第5条 長野県附属機関条例第9条の規定により、審査会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第28号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(という。)及び」を「(という。)、」に、「の規定」を「及び長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)の規定」に改める。

第34条中「長野県建築審査会(以下本章中「審査会」という。)」を「審査会」に改め、同条を第34条の3とし、第7章中同条の前に次の2条を加える。

(専門委員)

第34条 長野県附属機関条例第8条の規定により、長野県建築審査会(以下この章において「審査会」という。)に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(幹事)

第34条の2 長野県附属機関条例第9条の規定により、審査会に幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

建築住宅課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）」を「第10節 山岳総合センター（第36条・第37条）」に、「第38条」第11節 武道館（第38条・第39条）」

を「第40条」に、「第39条—第41条」を「第41条—第43条」に、「第42条・第43条」を「第44条・第45条」に改める。

第4条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 指導力不足等教員判定委員会の庶務に関すること。

第10条第15号中「及び文化財保護審議会」を「、文化財保護審議会及び銃砲刀剣類登録審査委員」に改める。

第12条第5号中「及び県営運動場」を「、県営運動場及び県立武道館」に改める。

第18条に次の1号を加える。

(9) 長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号）による長野県立武道館

第43条を第45条とし、第42条を第44条とする。

第5章中第41条を第43条とし、第40条を第42条とし、第39条を第41条とする。

第4章中第38条を第40条とする。

第3章に次の1節を加える。

第11節 武道館

（業務）

第38条 長野県立武道館は、長野県立武道館条例に規定するところにより、武道その他のスポーツの振興を図ることを業務とするところである。

（位置）

第39条 長野県立武道館の位置は、長野県立武道館条例に規定するところにより、佐久市である。

附則第2項中「当分の間」の次に「、第42回北信越国民体育大会」を加え、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（高校再編推進室）

2 高校教育課に、当分の間、高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。

別表第6中「(第38条関係)」を「(第40条関係)」に改め、同表の1の学校運営協議会の項中「第47条の6」を「第47条の5」に改め、同1に次のように加える。

長野県銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関すること。	文化財・生涯学習課
----------------	--	-----------

別表第6の2の長野県産業教育審議会の項の前に次のように加える。

長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条第1項の規定による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育政策課
------------------	---	-------

別表第6の2の長野県生涯学習審議会の項中「長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）第1条」を「長野県附属機関条例第2条第1項」に改め、「及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議」を削り、同2の長野県スポーツ推進審議会の項中「長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）第1条」を「長野県附属機関条例第2条第1項」に改める。

別表第7及び別表第8中「(第39条関係)」を「(第41条関係)」に改める。

第2条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第41条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、事務局及び教育機関に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則第4条及び第10条第15号の改正規定、附則第2項の改正規定、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に1項を加える改正規定並びに別表第6の改正規定（「(第38条関係)」を「(第40条関係)」に改める部分を除く。）並びに第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県教育委員会事務局処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則

第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(1)中「臨時的任用並びに」を「臨時的任用、」に、「の職員(」を「並びに任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第3条の規定による任期付採用及び同条例第4条の規定による短時間勤務の職員(」に、「非常勤職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(別表第4の(1)のオ及び別表第5の1の(1)のオを除き、以下「会計年度任用職員」という。)」に改め、同(2)中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表第4の(3)を同(5)とし、同(2)中「免除」の次に「(会計年度任用職員に係るものを除く。)」を加え、同(2)を同(3)とし、同(3)の次に次の事項を加える。

(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における職務に専念する義務の免除(会計年度任用職員に係るものに限る。)に関すること。

別表第4の(1)を同(2)とし、同(2)の前に次の事項を加える。

(1) 地方公務員法の規定に基づく次の事項に関すること。

- ア 第22条の2第1項の規定による採用
- イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
- ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示
- エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新
- オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。)

別表第5の1の(3)を同(4)とし、同(2)を同(3)とし、同(1)のウ中「免除」の次に「(会計年度任用職員に係るものを除く。)」を加え、同コを同サとし、同エからケまでを同オからコマまでとし、同ウの次に次のように加える。

エ 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における職務に専念する義務の免除(会計年度任用職員に係るものに限る。)に関すること。

別表第5の1の(1)を同(2)とし、同(2)の前に次の事項を加える。

- (1) 会計年度任用職員に関する事項
- 地方公務員法の規定に基づく次の事項
- ア 第22条の2第1項の規定による採用
 - イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
 - ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示
 - エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新
 - オ 第38条第1項の規定による許可(第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。)

別表第5の2の(7)中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同(7)を同(8)とし、同(6)の次に次の事項を加える。

(7) 県費負担教職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育政策課

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則(平成20年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第1項の規定により設置された長野県指導力不足等教員判定委員会(以下この条において「判定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

第6条第2項中「専門家等」を「判定委員会の委員」に改め、同条第3項中「組織及び」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2級の項中

「	下伊那郡根羽村立根羽小学校 飯田市立上村小学校	」を
「	飯田市立上村小学校	」に、
「	下伊那郡根羽村立根羽中学校 松本市立大野川中学校	」を
「	松本市立大野川中学校 下伊那郡根羽村立義務教育学校根羽学園	」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県立学校職員の人事評価に関する規則及び長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

長野県立学校職員の人事評価に関する規則及び長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(長野県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 長野県立学校職員の人事評価に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし」の次に「、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

(長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第2条 長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし」の次に「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

長野県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、県立高等学校に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

(特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、学校に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

(長野県立中学校管理規則の一部改正)

第3条 長野県立中学校管理規則(平成23年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、県立中学校に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「以下」を「第4項を除き、以下」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、本部長は、必要と認める場合は、警察本部、警察本部の部、課等(付置機関を含む。)、学校及び警察署に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置き、警察官以外の職員をもって充てる。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

警務課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月30日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第6号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道153号の項中「駒ヶ根市赤穂12627番2地先)まで」を「駒ヶ根市赤穂12657番1地先)まで」に、「駒ヶ根市赤穂12627番2地先)から」を「上伊那郡飯島町本郷850番1地先)から」に改め、同表の一般国道474号の項を次のように改める。

一般国道474号	高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から飯田市上久堅3837番1地先まで
	下伊那郡喬木村9119番367地先から飯田市上村26番5地先まで

別表第3の一般国道474号の項の次に次のように加える。

県道下諏訪辰野線	岡谷市道11号線との交差点から県道岡谷茅野線との交差点まで
県道岡谷茅野線	県道下諏訪辰野線との交差点から岡谷市道116号線との交差点(岡谷市天竜町2丁目1233番地先)まで

附則

(施行期日)

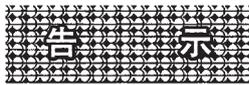
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道153号(一般国道153号との交差点(上伊那郡飯島町本郷850番1地先)から一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂12657番1地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道474号(一般国道151号との交差点から飯田市

龍江1783番1地先までの区間に限る。)、県道下諏訪長野線又は県道岡谷茅野線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第154号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第6第5項中「が選定」を「が依頼」に、「選定委員会の審査を経なければ」を「選定会議の意見を聴かなければ」に改め、同第6第6項中「選定委員会と協議し前項の審査」を「選定会議の意見を聴いて第4項の交付の内示」に改め、同第6第7項中「選定委員会」を「選定会議」に、「審査を行う際」を「意見」に改め、同第6第8項中「選定委員会」を「選定会議」に改める。

地域振興課

長野県告示第155号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、令和元年11月1日付け長野県告示第279号において別に告示で定めることとされている期日は、法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税に係るものを除き、その期限が令和元年10月12日から令和2年4月29日までの間に到来するものについて、同月30日とします。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

税務課

長野県告示第156号

平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき知事が定める法人）の一部を次のように改正します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

本則中「長野県農業会議」を「一般社団法人長野県農業会議」に改める。

情報公開・法務課

長野県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
信濃町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
信濃都市計画下水道事業 信濃町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年12月21日から
令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
富士見町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業 富士見町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年3月16日から
令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成4年長野県告示第208号、平成7年長野県告示第344号、平成8年長野県告示第461号、平成11年長野県告示第278号、平成15年長野県告示第214号、平成20年長野県告示第148号、平成25年長野県告示第175号、平成27年長野県告示第125号、平成30年長野県告示第205号の事業地に、富士見町富士見字入田を加え、富士見字恵川、字一ノ沢及び字小手沢、落合字蛇込、字荒田上及び字小手沢並びに境字滝坂、字上ノ原地内において事業地を変更する。

生活排水課